

# 病棟保育業務人材派遣仕様書

## 1 前提

横浜市立大学附属病院（以下「委託者」という。）及び労働者派遣をする事業主（以下「受託者」という。）は、労働者派遣契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）等を遵守し、本仕様書に従い、契約を履行しなければならない。

## 2 履行場所

横浜市金沢区福浦3-9  
公立大学法人横浜市立大学附属病院 6-1（小児科）病棟

## 3 履行期間

令和5年4月1日より令和10年3月31日（5年間）

## 4 派遣人員

計5名以上で、「5 勤務時間」毎の必要数を配置できる人数を把握する事  
（派遣者のうち1名はスタッフリーダーとする）

## 5 勤務時間

### (1) 勤務曜日

月・火・水・木・金・土・日（祝日を含む）  
シフト制

### (2) 就業時間

ア 平日：午前7時45分から午後4時45分（1名）  
午前8時30分から午後5時30分（1名）  
午前10時00分から午後7時00分（1名）  
午前10時00分から午後1時00分（1名）

ただし、行事等実施の際は、保育時間を延長するものとする。

イ 休日：午前8時00分から午後1時00分（1名）

※「休日」とは、土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を指す

### (3) 超過勤務

一日の勤務時間が8時間を超えた時間から25%割増（午後10時から翌午前5時までは更に25%割増）。業務執行状況によっては、当日超過勤務を指示することがある。

## 6 保育対象者

6-1病棟に入院中の就学前乳幼児

## 7 業務従事者の要件

### (1) 資格

病棟保育のスタッフリーダーは、病棟保育の経験を5年以上経験した保育士資格を有するものとする。  
本業務に従事する者は、病棟保育のノウハウをもつ受託者に勤務し、保育士の資格を有する者とする。なお、平日に限り、派遣者のうち3名以外は、委託者が保育士と同等の能力を有すると判断した者でもよい。

### (2) 免許証

受託者は、事前に有資格者の免許の写しを提出する。

## 8 業務内容

医師・看護師の協力のもと、以下の業務を遂行する。

### (1) 保育児の年齢、病状（安静度・感染症含む）に合わせて適時次の業務を行う。

日常生活の援助として、食事・おやつ・ミルクの介助、プレイルームでの集団遊び・片付け、おむつ交換・排泄の介助、散歩、安静時間への誘導、昼寝の介助、着替えの介助、うがい・手洗い・はみがきの援助、その他保育に必要な業務。

保育児の対応として、絵本・紙芝居の読み聞かせ、遊具を主にした遊びの介助及び遊具の消毒、検査・処置等の援助（看護師と協同）、プレパレーションの実施、面会者不在時の保育児の対応、誕生会及び年間行事の計画・実施。

(2) 年間行事

次の年間行事を時節に合わせて適時実施し、写真撮影及びアルバム整理をする。  
誕生会、こどもの日、七夕祭り、クリスマス、節分、ひな祭り等、月に1回程度。

(3) 院内行事への協力

年末お楽しみ会等。

(4) 記録等

経過記録、保育日誌等を記入する。また、状況の変化等があれば、速やかに病棟師長等に連絡する。

(5) 清潔及び安全の保持

保育児及び施設内の清潔及び安全の保持に努める。

(6) 保育内容の検討・調整（スタッフリーダーのみ）

保育内容に関しては、部署の担当者と検討し調整を行う。

(7) 勤務シフト表の提出（スタッフリーダーのみ）

毎月の勤務シフト表を前月 20 日午前中までに病棟師長に提出する。

(8) 個人情報の記録保管

個人情報が含まれる病棟管理日誌等の保管については、当病院の看護管理基準に則り 3 年間を期限とする。

9 個人情報の保護

保育従事者は、委託者が策定した「個人情報保護マニュアル」を遵守すること。業務上知り得た患者等に係る個人の情報を他に漏洩してはならない。なお、このことについて、就業時間外及び本契約終了後も同様とする。

10 健康管理

(1) 受託者は常に保育従事者の健康管理に注意し、風邪等の感染症にかかった保育士は、当院の感染対策マニュアルに沿って業務に従事させないものとする。

(2) 受託者は院内感染を防止するため、保育従事者に対して入職前に、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の抗体価検査を行い、十分な抗体価の基準（別表）に満たない場合は、予防接種を実施し、再度抗体価検査を行うこととする。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

(3) 受託者は院内感染を防止するため、保育従事者に対して年 1 回の肝炎ウイルスに関する検査を実施するものとする。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

11 施設・備品等

(1) 本業務の遂行に必要な施設・備品等は委託者と受託者で協議し貸与する。

(2) 受託者は、十分な注意を払って保育施設・備品等を維持管理する。

12 研修および感染対策

受託者は、保育従事者が、常に最新の知識に基づいて保育を遂行できるように研修を実施する。研修に要する費用は受託者の負担とする。

また、病棟保育のスタッフリーダーは、委託者が開催する安全衛生及び感染対策に係る研修を毎年受講し、内容を職員間で共有することとする。

13 保険への加入

受託者は、保育中の事故等を対象とした賠償責任保険に加入する。保険料は受託者の負担とする。

14 委託料の請求

受託者は、各月毎に契約に基づき委託料を集計し、翌月 10 日までに委託者に請求する。

15 その他

(1) 本業務の受託事業者に変更が生じた場合、受託者は患児や医師・看護師等への影響に関する配慮を第一に

考え、円滑な保育の引き継ぎにあたり、誠意を持って真摯に取り組むものとする。

(2) 受託者は次の受託者に病棟の現状及び注意点等を確実に引き継ぐこと。

また、保育児が円滑に保育士に順応できるよう、十分な期間をもって引き継ぎの準備を行うこと。

(3) 委託料については利用者数に応じて変動が生じることがある。

#### 16 協議

その他本業務の実施に必要な事項は、委託者と受託者とで協議して決定する。

#### 別表 十分な抗体価の基準

	抗体価基準値	
	麻疹	EIA-IgG
風疹	EIA-IgG(推奨)	8 以上
	H I 法	32 倍以上
水痘	EIA-IgG	4 以上
流行性耳下腺炎	EIA-IgG	4 以上
B 型肝炎 (HBs 抗体)	EIA-IgG CLIA 法	10 以上